

# 板津中学校 P T A 規約

(名称)

第1条 この会は板津中学校 P T A と称し、事務局を板津中学校内に置く。

(目的)

第2条 この会は、生徒の福祉増進と健全な成長をはかるために、会員が一致協力し、学校・家庭・社会における教育環境の改善充実につとめることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行なう。

- (1) 学校と家庭及び社会との連絡提携に関すること。
- (2) 会員の教養、融和に関すること。
- (3) 生徒の生活指導と保護に関すること。
- (4) 教育環境の整備、改善に関すること。
- (5) その他、会の目的を果たすために必要なこと。

(会員)

第4条 この会は、本校に在学する生徒の保護者及び学校教職員をもって組織する。

(役員及び委員)

第5条 この会は、次の役員及び委員を置く。

- (1) 会長……1名 (2) 副会長…若干名 (3) 書記……1名
- (4) 会計……2名 (5) 町選委員・若干名 (6) 学年委員…若干名
- (7) 委嘱委員…若干名 (8) 参与…1名

(会計監査)

第6条 この会は、経理を監査するために会計監査を置く。

(顧問)

第7条 この会は、顧問を置くことができる。

(専門委員会)

第8条 この会は、第3条の活動を推進するため次の専門委員会を置く。

また、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- (1) 総務教養委員会 (2) 生活指導委員会 (3) 保健体育委員会
- (4) 広報委員会 (5) 学年委員会

(役員及び委員の選出)

第9条 役員及び委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、役員会で推挙し、新役員会で承認を得る。
  - (2) 会計及び書記は、会長の指名により、全体会議の承認を得る。
  - (3) 参与は、現職学校長をあてる。
  - (4) 町選委員は、各町より選出する。（男女一方に偏らないように）。
  - (5) 学年委員は、各学年校下ごと2名選出する。
  - (6) 委嘱委員は、会員の中から会長が委嘱する。
  - (7) 専門委員は、町選委員・級選委員・委嘱委員及び学校教職員で構成する。
  - (8) 学年委員長及び専門委員長は、役員会で推挙し、会長が指名する。
- 副委員長は、互選による。

(会計監査の選出)

第10条 会計監査は、各校下毎に1名ずつ所属校下の町選委員が推挙し、総会の承認を得る。

### (役員及び委員の任務)

- 第 11 条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をつとめる。
  - (3) 書記は、会長の指示を受け、庶務に従事する。
  - (4) 会計は、この会の会計を掌る。
  - (5) 参与は、学校を代表し、会の運営発展のために必要な助言をなす。
  - (6) 町選委員は、各町における会員の意見を集約し、会務に反映させるとともに、それぞれの専門委員会（学年委員会を除く）に所属し、会務の執行にあたる。
  - (7) 学年委員は、学年委員会に所属し、各学級・学年における会員の意見を集約し、会務に反映させるとともに、学年委員会の会務執行にあたる。
  - (8) 学校教職員は、各専門委員会に所属し、会務執行につき指導助言をする。
  - (9) 委嘱委員は、各専門委員会に所属し、会務の執行にあたる。

### (会計監査の任務)

- 第 12 条 会計監査は、この会計を監査し、その結果を総会に報告する。

### (役員、委員及び会計監査の任期)

- 第 13 条 役員、委員及び会計監査の任期は、4月1日より3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。役員、委員及び会計監査に欠員が出たときは、役員会で選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

### (会議体)

- 第 14 条 この会は、次の会議体をもつ。

(1) 総会 (2) 全体委員会 (3) 役員会 (4) 専門委員会

### (会議)

- 第 15 条 この会は、毎年1回総会を開き、次のことを決議する。ただし、必要により臨時総会を開くことができる。

(1) 役員の確認 (2) 規約の改正 (3) 予算決算の承認  
(4) 会務の承認 (5) その他必要な事項

- 第 16 条 全体委員会（以下全体会議と称する）は、役員、町選委員・学年委員及び委嘱委員で構成し、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する事項 (2) 事業計画 (3) 決算及び予算  
(4) 規約の審議及び細則の改正 (5) 役員の推薦

- 第 17 条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、各専門委員長で構成し、必要的都度会長が招集し、会務執行につき必要な事項について協議する。

- 第 18 条 専門委員会は、必要に応じ会長の承認を得て、各専門委員長が招集し、委嘱された会務の執行について協議する。

- 第 19 条 この会では、学年または学級毎に集合して活動することができる。

### (会計)

- 第 20 条 この会の経費は、会費その他で賄う。

- 第 21 条 会費の金額、納入方法は、全体会議で決定する。

- 第 22 条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終る。

### (規約の維持管理)

- 第 23 条 この規約の改廃は、総会において3分の2以上の賛同によって承認されるものとする。

- 第 24 条 この会の運営に必要な細則は、全体会議で規定する。

- 第 25 条 この規約は、昭和59年4月27日より実施する。

(昭和60年4月30日一部改正) (平成25年4月19日一部改正)

(平成7年4月26日一部改正) (平成28年4月20日一部改正)

(平成20年4月24日一部改正) (令和4年4月27日一部改正)

<細則> 規約第24条に基づき、次のような細則を設ける

【表彰規定】

- 1 市PTA連合会功労者表彰の推薦基準は、2年間以上にわたり役員として尽力された者とする。
- 2 板津中学校PTAの単独の表彰については、本会に対して功績顕著と認められる場合とし、役員会で承認を得るものとする。

【PTA共済内規】

- 1 会員に不幸があった場合、次のように弔意並びに見舞いを行う。
  - (1) 会員の死亡 香典 10,000円 生花 1基
  - (2) 在学生徒の死亡 香典 10,000円 生花 1基
  - (3) 役員・教職員の配偶者並びに一親等同居者の死亡 香典 5,000円
  - (4) 会員の住居が災害を受けた場合は、役員会に諮り見舞金を送る。
  - (5) 役員・教職員が1ヶ月以上にわたり病気入院のときは、その都度役員会に諮る。
- 2 学校教職員の転退職の際は、次のような餞別を贈る。  
2,000円（基本金）+（1,000円×在勤年数）
- 3 本規定に定められていないことについては、その都度役員会で協議決定する。

平成22年12月9日改正